

委 託 単 価 契 約 書 (案)

一般廃棄物収集、運搬及び処理業務を委託するについて、発注者 福島県 を甲とし、
受注者 を乙として次の条項に定めるところにより単価契約を締結する。

(委託の内容)

第1条 この契約の要領は、次のとおりとする。

一 品名、予定数量及び契約単価

品 名	予 定 数 量	契 約 単 価
	台	円 / 台

二 契約期間 令和 6年 4月 1日から令和 7年 3月31日まで

三 収集の場所 福島県立郡山北工業高等学校内ごみ収集場所

(可燃ゴミ契約書についてのみ記載)

アーム・ローダー(可燃ごみ集積専用車用)については常設とする。

四 乙が業務に供する車両は、郡山市一般廃棄物処理業取扱要綱(平成8年2月16日
制定 郡山市生活環境部廃棄物対策課)に定める許可車両とし、乙は許可内容を証す
る書類の写しを契約時に甲に提出することとする。

五 乙は、甲の指示する日に、本条第3号の場所よりごみを搬出し、適法に処分するも
のとする。

六 乙は、搬出に際して、甲が別に提示する作業簿により、甲の確認を受けるものとす
る。

七 乙は、搬出作業にあたり、ごみ置場の清潔保持に努めなければならない。

八 契約保証金 免 除

(情報の提供)

第2条 甲は、一般廃棄物の適正な処理のために必要な情報として、適宜又は乙の要求
に応じ収集・運搬及び処理を委託する廃棄物の適正処理に必要な情報を乙に提供する。

2 甲は、契約の期間中に当該廃棄物に係る前号の情報に変更があった場合は、速やか
に当該情報を文書にて乙に提供し、両者で対応について協議する。

(免責事項)

第3条 甲は、乙が行う搬出作業中における一切の事故について、その責めを負わない
ものとする。

(委託料の請求)

第4条 乙は、1ヶ月ごとに搬出個数を取りまとめ、翌月10日までに請求書を提出す
るものとする。

2 前項の請求書には、各台数に契約単価を乗じて得た額の合算額に消費税及び地方消
費税分として100分の10を乗じて得た額を加えるものとする。

(委託料の支払い)

第5条 甲は、前条の規定による請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

(予定数量の取扱い)

第6条 甲の発注する数量が予定数量に満たない場合でも、契約満了日をもって業務を終了するものとし、また予定数量を超えた場合でも、乙は契約単価により業務を履行するものとする。

(賠償金等の徴収)

第7条 委託期間内に、乙の責に帰すべき事由により、損傷その他の事故が発生した場合は、その損害は、乙が賠償するものとする。

2 乙は、契約締結後に生じた事由により、履行期限内に委託業務を完了することができないときは、甲に対して、遅滞なくその事由を付し、履行期限内の延期を申し出なければならない。

3 前項の場合において、甲が履行期限の延期を承認したときは、その事由が天災地変その他乙の責めに帰することができない場合を除き、遅延利息を納付しなければならない。

4 前項の遅延利息は、遅延期間の日数に応じ、契約金額に年2.5%（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる）とする。ただし、この場合、検査確認に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

一 乙がこの契約を履行しないとき又は履行の見込がないと明らかに認められるとき。

二 乙が解除を申し出たとき。

三 乙又はその代理人若しくは使用人等に不正の行為があったとき。

四 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

- ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。
- 五 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき。

（契約が解除された場合の違約金）

- 第9条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は違約金として契約金額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。
- 一 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合
 - 二 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について 履行不能となった場合
- 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第二号に該当する場合とみなす。
- 一 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人
 - 二 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - 三 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
- 3 第1項の規定にかかわらず、乙の責めに帰すべき事由により第7条第2項の規定に基づく履行期限の延長があった場合において、甲が第8条の規定により契約を解除したときは、乙は、第1項の違約金に当初の納期の翌日から甲が契約解除の通知を発した日（乙から解除の申出があったときは、甲がこれを受理した日）までの期間の日数に応じ、契約金額又は契約解除部分相当額に年2.5%の割合で計算した額を加えた金額を違約金として甲に納付しなければならない。

（契約の変更等）

- 第10条 甲は、必要があるときは、この契約の内容を変更し、又は委託業務を一時中止させ、若しくはこれを打ち切らせることができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

2 前項の場合において、乙が損害を受けたときは、甲は、その損害を賠償しなければならない。この場合における賠償額は、甲、乙協議して定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を、甲の承諾なしに、譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。

(談合による損害賠償)

第12条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、契約金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合その他甲が特に認める場合はこの限りでない。

一 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、同法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

二 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、同法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

三 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。なお、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(遅延利息等の相殺)

第13条 この契約に基づく遅延利息、違約金又は賠償金として、甲が乙から徴収すべき金額があるときは、甲はこれを物品の代金と相殺し、なお不足を生ずるときは更に追徴することができる。

2 甲は、この契約に基づき甲が乙に対して有する遅延利息、違約金及び賠償金にかかる債権につき、その保全上必要があるときは、乙に対し、その業務若しくは資産の状況について質問し、帳簿書類その他の物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

3 甲は、乙が前項の規定に違反して質問に対する応答、報告等をせず、若しくは虚偽の応答、報告等をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該債権の全部又は一部について、履行期限を繰り上げることができる。

(契約単価の変更)

第14条 契約期間中、契約単価が不適當を認められるに至った場合は、甲、乙協議のうえ契約単価を変更することができる。

(代表者の変更)

第15条 乙が代表者の名義を変更する場合は、登記簿謄本その他これを証明する書面を添えて、甲に届けなければならない。

(契約外の事項)

第16条 この契約に定めない事項及びこの契約に定める事項に関する協議については、必要に応じて甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第17条 前条の規定による協議が整わない場合、この契約に関する一切の紛争に関しては、甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記の契約の証として本書2通を作り、当事者記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 住 所 福島県郡山市八山田二丁目224番
氏 名 福島県
福島県立郡山北工業高等学校
校 長

乙 住 所
氏 名